

第1節 未発生期における対策

1 行動目標

市行動計画における未発生期とは、新型インフルエンザ等の発生が確認されていない段階であり、海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況とする。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日頃から着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、市民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分に留意する。

2 行動内容

1 実施体制

- Act 1 市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。
- Act 2 関係機関及び近隣市町村との連携体制を確立する。
- Act 3 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

2 情報収集及び情報提供・共有

- Act 4 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。
- Act 5 情報提供及び情報共有の体制を整備する。
- Act 6 市民等にわかりやすく情報を提供する。
- Act 7 市民から寄せられる相談に適切に対応する。

3 予防・まん延防止

- Act 8 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。
- Act 9 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。
- Act 10 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。
- Act 11 予防接種に関する理解促進を図る。
- Act 12 医療体制の整備に協力する。

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- Act 13 事業継続に向けた事前準備を進める。
- Act 14 住民支援の実施に向けた検討を開始する。
- Act 15 要援護者対策の実施体制を整備する。
- Act 16 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始する。
- Act 17 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act 1 市における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

- 市は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画[※]を策定する。また、策定後は国及び県の動向や最新の知見等に基づいて随時見直しを行う。
- 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- 市は、行動計画に定める新型インフルエンザ等対策の実施、縮小、中止等を決定する際の判断の方法や具体的な運用手順等について、市マニュアル等で整備する。
- 市は、市対策会議を設置し、庁内関係部局間の連携体制を確立する。
- 市は、市連絡会議を設置し、地域における対応体制を整備する。
- 市は、国及び県の研修制度の活用等により、対策に従事する職員の資質向上を図る。

Act 2 関係機関及び近隣市町村との連携体制を確立する。

- 市は、県及び一部事務組合、医師会、医療機関、近隣市町村等との連携体制を確立し、対策の協議や情報交換、実地訓練等を定期的に実施する。

Act 3 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

- 市は、新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは困難なため、この間の実施体制、市民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

Act 4 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、国内外の最新の知見に基づく新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

【情報提供と共有】

Act 5 情報提供及び情報共有の体制を整備する。

- 市は、市民等に対する情報提供の一元化を図るため、関係課と協議し体制を整える。
- 市は、新型インフルエンザ等発生時における市民等への情報提供の内容や、媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- 市は、関連情報を適時適切に提供するため、市民等の情報ニーズを把握する方法を整備する。
- 市は、県が行う関係機関との情報提供及び情報共有の体制の整備に協力する。

Act 6 市民等にわかりやすく情報を提供する。

- 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に市や県が講じる対策、個人が実施すべき感染対策、予防接種の考え方等について、市民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。

【相談体制】

Act 7 市民から寄せられる相談に適切に対応する。

- 市は、新型インフルエンザ等に関する市民からの相談に対応するため、市健康政策課に新型インフルエンザ等相談窓口の設置の準備を進める。

3 予防・まん延防止

【普及啓発】

Act 8 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

- 市は、市民に対しマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- 市は、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター^{*}に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

- 市は、緊急事態における不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等のまん延防止対策について周知し、理解促進を図る。

【特定接種】

Act 9 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

- 市は、国の方針に基づき地方公務員に対する特定接種について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）から抜粋

- 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施する。
- 市は、国の方針に基づき、地方公務員に対する特定接種について、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じ協力する。
- 市は特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- 市は、業務を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要な応じて協力する。
- 登録事業者は、必要に応じ市を通し、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
- 市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- 特定接種の対象となり得る地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

【住民接種】

Act 10 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。

- 市は、国の方針に基づき、県、医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に接種できる体制を整備する。
- 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。
- 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- 市は、国や県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、あらかじめ市町村間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種も可能となるよう努める。
- 市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画し、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

政府ガイドラインから抜粋

- 住民接種は、全住民（在留外国人を含む）とする。
- 実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。
- 上記以外にも住民接種の対象者としては、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者も考えられる。
- 市は、住民接種については、厚生労働省及び都道府県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- 市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- 実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- 市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- 市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- 市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

Act 11 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を市民に提供し、市民の理解促進を図る。

【医療体制整備への協力】

Act 12 医療体制の整備に協力する。

- 市は、県の医療体制の整備に協力する。

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

【事業の継続】

Act 13 事業継続に向けた事前準備を進める。

- 市業務継続計画については、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を図るとともに、庁内への周知を徹底する。

【住民支援】

Act 14 住民支援の実施に向けた検討を開始する。

- 市は、国等からの要請に対応し、県と連携し流行時における住民支援のあり方を検討する。特に、要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を関係課等と検討し、あらかじめ具体的手続を決定しておく。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

【要援護者対策】

Act 15 要援護者対策の実施体制を整備する。

- 市は、要援護者対策に必要な衛生資器材（個人防護具※、消毒薬等）を備蓄するとともに、使用期限の到来に伴う廃棄資器材等の補充などの在庫管理を適切に行う。
- 市は、要援護者対策が迅速かつ適切に実施できるよう、職員の研修を実施するとともに、関係機関との連携体制の強化を図る。

政府ガイドラインから抜粋

- 要援護者情報の収集・共有方式として、市は、災害時要援護者リストを基に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
- 市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- 市では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、

製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。

- 市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回る等に必要なマスク等の備蓄を行う。

【火葬体制】

Act 16 まん延時における火葬体制の強化等に向けた検討を開始する。

- 市は県が行う火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設（遺体を一時的に安置する施設等）の有無等に関する調査に協力し、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の情報を共有する。
- 市は、県の要請を受け、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決定しておく。

政府ガイドラインから抜粋

- 市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
- 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行う。

【物資及び資材の備蓄等】

Act 17 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

- 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備する。